

頁	条 項	旧規則	新規則	備考、解説
7	第1章 総則			
	第102条:資格			
	102条	「競技者規程」	「一般会員規程」	名称変更
	第104条:種別			
	104条 1項	パラアーチェリー	パラアーチェリーについてはWA競技規則参照	注意書き追記
	7項	競技会が開催される年の4月2日以降に50歳の誕生日を迎える競技者は、～	競技会が開催される年度に50歳の誕生日を迎える競技者は、	表現変更
9	第2章 競技			
	第105条:部門			
	105条 8項	3Dアーチェリー	パラアーチェリー: リカーブ部門、 コンパウンド部門	記載順番変更 部門追記
	9項	パラアーチェリー	3Dアーチェリー: リカーブ部門 削除 コンパウンド部門 ベアボウ部門 ロングボウ部門 インスティンクティブ・ボウ部門	記載順番変更 部門追記
	第106条:アウトドラウンド(競技の距離)			
	106条 2項	距離:90m～30m、30m～90m	この距離は逆の順番で行射することもできる(短い距離から長い距離へ)。	記載表現の簡略化
	マルチ標的の使用可能な距離			
	106条 2項	30mの距離では80cmマルチ標的を使用することができる	50m、40m、30mの距離では80cmマルチ標的的面を使用することができる。	50m、40mもマルチ標的が使用可能となった。
			50m、40mでは6リング、30mでは5リング又は6リングを使用する。	マルチ標的:6リング、5リング使用可能距離
10	106条 4項(6)		チームは、予選ラウンドに出場した競技者のうち、上位3名(ミックスは男女1名ずつの2名)で構成する。ただし、チームキャプテンは競技開始の1時間前までにDOSまたは審判長に書面で通知することにより、予選ラウンドに出場した競技者と交代させる事が出来る。メダルは、交代して団体戦に出場した競技者に授与する。	追記 2011年4月以降 追加変更分
11	106条 6項		コンパウンド50mラウンドは、距離50mで80cmマルチ標的6リング標的的面を使用し72射する。	追記 以降項の番号が変更
	106条 9項	(1)～(7)	(1)～(8)	コンパウンドマッチラウンド:全面改訂 2011年4月以降 追加改訂分
	106条 10項		以下の場合、そのマッチを不戦勝マッチとする。 交互射ちの場合、シューティングの順番が決定された時点で両競技者またはチームの一方がその場にいないとき。または、同時射ちの場合、一方の競技者またはチームが競技の開始時にその場にいないとき。その時点で、その場にいる競技者またはチームをそのマッチの勝者とする。	不戦勝の明記
12	p12の表 「射距離と標的 面の寸法」	・ジュニア	・少年	第104条種別表記 に合せた
	第107条:インドラウンド			
20	107条 5項 (5)		チームは、予選ラウンドに出場した競技者のうち、上位3名(ミックスは男女1名ずつの2名)で構成する。ただし、チームキャプテンは競技開始の1時間前までにDOSまたは審判長に書面で通知することにより、予選ラウンドに出場した競技者と交代させる事が出来る。メダルは、交代して団体戦に出場した競技者に授与する。	追記 2011年4月以降 追加変更分

頁	条	項	旧規則	新規則	備考、解説
20	107条	5項 (6)		以下の場合、そのマッチを不戦勝マッチとする。 交互射ちの場合、シューティングの順番が決定された時点で両競技者またはチームの一方がその場にいないとき。または、同時射ちの場合、一方の競技者またはチームが、競技の開始時にその場にいないとき。その時点で、その場にいる競技者またはチームをそのマッチの勝者とする。	不戦勝の明記
第108条:フィールドラウンド					
26	108条	8項		以下の場合、そのマッチを不戦勝マッチとする。 一方の競技者またはチームが、競技の開始時にその場にいないとき。その時点で、その場にいる競技者またはチームをそのマッチの勝者とする。	不戦勝の明記
29	108条	10項	マークコースでは、60cm標的面はバットレスに2枚貼る事が出来る。	マークコースでは、60cm標的面はバットレスに1枚とする事が出来る。	60cm標的面の貼り方の表現変更
30	108条	12項	60cm標的面はバットレスに2枚貼る事が望ましい。	60cm標的面はバットレスに1枚とする事が出来る。	60cm標的面の貼り方の表現変更
33	第3章	競技会			
第113条:競技役員					
33	113条	1項	FITA公認競技会	WA公認競技会	名称変更 FITA:国際アーチェリー連盟 WA:世界アーチェリー連盟
第115条:練習					
37	115条	1項		予選ラウンドでは、連日、最小20分から最大45分までの練習時間が設けられる。練習矢が抜かれることにより、練習は終了する。練習用標的は、各クラスの最初の距離に設置される。イリミネーションラウンドおよびファイナルラウンドが行われる場合、練習時間の長さは日程を考慮して決定することができ、速やかに競技を開始する。	追記
第116条:服装規程					
37	116条	1項	アーチェリー競技に適した機能的かつ安全な服装、～	アーチェリー競技にふさわしいスポーツウェアを着用しなくてはならない。	表記変更
37			団体戦では、1チームを構成する男子または女子の全メンバーは、そのチームのユニフォームを着用する。(男女の各デザイン、色彩は同一でなくてもよい)	チーム内同一カテゴリーの全員は、同一チームのユニフォームを着用する。(男女の各デザイン、色彩は同一でなくてもよい)。団体戦では、同一色彩とスタイルのシャツ、および同一色彩のパンツ・ショートパンツ・スカートでなければならない。	表記変更
37	116条	2項	フィールドアーチェリー等においては、その競技の特殊性にかんがみ機能的かつ安全な服装を着用すること。	フィールドアーチェリー等においては、その競技の特性に応じた機能的かつ安全な服装を着用すること。	表記変更
38	第4章	記録の管理			
第117条:記録の種類					
	117条	1項	シングルラウンド	FITAラウンド	表記変更
			個人戦のコンパウンド50mラウンド	個人戦のコンパウンド50mラウンド(72射)	追記
				個人戦のコンパウンドマッチ(15射)	追記
			団体戦のコンパウンド50mラウンド(3×72射)	団体戦のコンパウンド50mラウンド(3名×72射)	表記変更
第2部 アウトドア ターゲット アーチェリー ラウンド					
第201条:競技場のレイアウト					
45	p45:	図		80cmマルチ標的面(6リング) コンパウンド部門団体戦、ミックス団体戦	注記追記
	p46:	図(旧)	ヒット/ミス標的面		削除
46		14項	～1mラインの手前に、3競技者および～	～1mラインの手前に、3名の競技者および～	表記変更
セットシステム用スコアカード					
51	p51:	図		セットシステム:リカーブファイナルラウンドのスコアカード(参考)	変更

頁	条	項	旧規則	新規則	備考、解説
52	p53:	図(旧)	コンバンドイリミネーション、ファイナル		削除
	第203条:競技場の設備				
	マルチ標的				
52	203条	1項	FITAが公認した標的面～	WAが公認した標的面～	名称変更
	203条	1項(1)	～マルチ標的面を、30mの距離	～マルチ標的面を、50m、40m、30mの距離	一部追記
			80cm - 6リング標的面は、50m、40mおよび30mで使用される(世界選手権大会の50mでは、三角配置が義務付けられる)。	80cm - 6リング標的面は、50m、40mおよび30mで使用される(世界アーチェリー選手権大会の50mおよび30mでは、三角配置が義務付けられる)。	一部追記
				(2015年1月1日以降廃止する)	追記
			ヒット/ミス標的面の寸法は、40cm×40cm。ヒットゾーンは、直径10cmの黄色の円。その周辺が直径30cmの赤色の円(エイミングのためのゾーンで、得点とはならない)。フェースの背景色は淡青色で40cm×40cm。ヒットゾーンの許容誤差は±1mm。ヒットゾーンは1点、その他はMと採点する。黒色の分割線はヒットゾーンに含まれる。		削除 2011年4月以降追加変更分
	第203条:競技上の設備				
55	203条	1項(4)	3個または4個のマルチ標的面を使用する場合には、上段の標的面の中心位置は地上から162cmを上限とし、下段標的面の中心位置は、地上から100cmを下限とする。	3個または4個のマルチ標的面を使用する場合には、上段の標的面の中心位置は地上から172cmを上限とし、下段標的面の中心位置は、地上から90cmを下限とする。	訂正
				円形バットでは、80cm - 6リング標的面4枚の標的を設置することはできない。	追記 2011年4月以降追加変更分
			マルチ標的面の設置 50m、40mまたは30mで、三角または四角に(5または6リング)標的面を設置する場合、地面から上段標的面の中心までの最大距離を172cmとし、地面から下段標的面の中心までの最小距離を90cmとする。同じ高さの2つの標的面の得点帯間の最小距離は10cmとする。ただし、バットレスによってその間隔を調整できる。 30mで3枚の5リングマルチ標的面を水平に設置する場合、標的面の中心を地上130cm(±5cm)とする。得点帯間の距離は、最小2cmとする。	50m、40mおよび30mで3枚の80cm - 6リングマルチ標的面を、30mで3枚の80cm - 5リングマルチ標的面を水平に設置する場合、標的面の中心を地上130cm(±5cm)とする。得点帯間の距離は、最小2cmとする。	一部重複の為削除
	p58(旧)		ヒット/ミス標的面の設置は以下のように設置する。 同時射ちの個人戦決勝ラウンドの1～4回戦(イリミネーションラウンド)では、左右水平に2枚の標的面を設置する。左右の競技者は、それぞれに3射する。 個人戦決勝ラウンドで交互射ちを行うときは、3枚の標的面を水平に、それぞれ隙間なく設置する。 団体戦およびミックス団体戦決勝ラウンドの1～2回戦(イリミネーションラウンド)では、1競技者に1枚の標的面を設置する。 ミックス団体戦決勝ラウンドの準々決勝～決勝(ファイナルラウンド)では、2枚の標的面を横2列に設置する。従って1射1標的面となる。		削除 2011年4月以降追加変更分
58	第203条:競技場の設備				
	203条	3項(2)	表示板 表示板の片面は、20～25cm幅の黒色と黄色の縞模様とし、縞模様は地表に対して約45度傾斜したものとする。裏面は全面を黄色とする。	表示板(緊急用備品) 表示板の片面を緑色、片面を黄色とする。黄色面は残り30秒を表示し、緑色面はその他の時間帯を表示する。	表示板変更
	203条	4項(15)	競技者の氏名と競技者番号、～	競技者の氏名と得点、～	
	第205条:リカーブ部門の用具の通則				

頁	条	項	旧規則	新規則	備考、解説
58	205条	1項	多色に塗り分けたハンドルおよびアッパーリムの内側に商標のある弓は用することができる。	多色に塗り分けたハンドルおよびアッパーリムの内側に商標のある弓を使用することができる。	訂正
60	205条	10項	足や地面に固定されていたり、地面から2cm以上突出してはならない。	足や地面に固定されていたり、靴の側面から2cm以上はみ出ではならない。	表記変更
第206条:コンパウンド部門の用具の通則					
62	206条	10項	足や地面に固定されていたり、地面から2cm以上突出してはならない。	足や地面に固定されていたり、靴の側面から2cm以上はみ出ではならない。	表記変更
第208条:行射					
64	208条	7項	アウトアラウンド	FITAラウンド	表記変更
第209条:立順および行射時間の管理					
64	209条	2項	本連盟主催または公認の競技会では、	本連盟主催または公認の競技会では、 <u>以下の通り行う。</u>	追記
64	209条	2項		(2)、(3)、(4)、(5)の冒頭に「 <u>個人戦の</u> 」	追記
65	209条	2項(3)		<u>バイ競技者は競技会場で、1エンド3射の練習が出来る。審判員が、1エンドに3射を超えた競技者に警告を与えた場合、その競技者は以後の練習をすることができない。しかし、その違反行為は次のマッチに影響するものではない。</u>	追記
65	209条	2項(5)	交互射ちのマッチ戦では、予選ラウンドの上位者が、第1エンドの行射順序を決定する。次のエンド以降、累計セットポイントの低い競技者が先に行射する。両者が同点の場合は第1エンド先射ちの競技者が先に行射する。	個人戦の交互射ちのマッチ戦では、予選ラウンドの上位者が、第1セットまたは第1エンドの行射順序を決定する。次のセットまたはエンド以降、累計セットポイントまたは累計得点の低い競技者が先に行射する。両者が同点の場合は第1セットまたは第1エンド先射ちの競技者が先に行射する。	リカーブ部門:セットシステム コンパウンド部門:累計点で勝敗の両部門併記
65	209条	3項	オリンピックラウンドの団体戦では、	オリンピックラウンドの団体戦では、 <u>以下の通り行う。</u>	追記
67	209条	6項	行射を表示板で管理する場合には、2個の表示板は、基本的には中央のレーンに設置し、男女両方の競技者に対して同時に同じ面(全面黄色または黒色と黄色の縞模様)を表示する。黒色と黄色の縞模様の面は、制限時間の残りが30秒になったことの警告として競技者に向ける。表示板の黄色の面は、その他のすべての時間に競技者に向ける。	行射を表示板で管理する場合には、2個の表示板は、基本的には中央のレーンに設置し、男女両方の競技者に対して同時に同じ面(表示板の片面を緑色、片面を黄色とする。黄色面は残り30秒を表示し、緑色面はその他の時間帯を表示する)を表示する。	表示板の変更
67	209条	10項	交互射ちのマッチ戦では、～	個人戦の交互射ちのマッチ戦では、～	追記
67	209条	11項	何等かの理由によりエンドの途中で行射が中断されたときには、制限時を調整し、オリンピックおよびコンパウンドマッチラウンド個人戦では、1射につき40秒または20秒を与える。 ～ 20秒を与え、シューティングラインから行射を再開する。	何等かの理由によりエンドの途中で行射が中断されたときには、 <u>個人戦のオリンピックラウンド</u> およびコンパウンドマッチラウンドでは、1射につき40秒、 <u>交互射ちの場合は20秒</u> を与える。 ～ 20秒を与え、シューティングライン上から行射を再開する。	追記
第210条:得点記録					
68	210条	6項	～各セットで、競技者は最大60点(または30点)を獲得できる。 ～	～各セットで、競技者は最大 <u>30</u> 点を獲得できる。 ～ <u>コンパウンド団体戦では、どのようは順番で矢を射ってもよい。しかし、同一標的面に3本(ミックス戦では2本)を超える矢がある場合、すべての矢はそのエンドの一部として、低いほうから3本(ミックス戦では2本)を採点する。同一標的面上のその他の矢は、Mと採点される。最外側の5点の外にある矢はMと採点される。</u>	6射3セットマッチは無くなった。 2011年4月以降追加変更分 コンパウンド団体戦の追記
68	210条	6項	3セットマッチで4ポイント以上、5セットマッチで6ポイント以上に達した競技者は勝者となり、次のラウンドに進む。		削除:6射3セットマッチは無くなった 2011年4月以降追加変更分

頁	条	項	旧規則	新規則	備考、解説
70	210条	18項	主催者は、サイン(競技者、採点者)、合計点、10点数、X点数の記入のないスコアカード、または計算間違いの有るスコアカードを受領する必要が無い。～ 合計得点に相違が発見された場合、低い得点を最終的とする。(ダブルスコア方式の事)	競技者は、サイン(競技者、採点者)、合計点、10点数、X点数を全て記入したスコアカードを提出しなければならない。	表記変更 ダブルスコアは削除
71	210条	19項(2)	コンバンドマッチラウンドの同点(タイブレーク) a ヒット/ミスによる1射のシュートオフを最大3回まで行う。 b 3回目のシュートオフが同点の場合、中心に近い矢により決定する。 c なお同点の場合、順位が決定するまでこれを続ける。		個人戦 削除 2011年4月以降追加変更分
72	210条	19項(2)	行射の順番:交互射ちのシュートオフでは、第1エンドを先に行射したチームが、先に行射する。先のチームが3射したのち、相手チームと交代する。	行射の順番:交互射ちのシュートオフでは、第1エンドを先に行射したチームが、先に行射する。先のチームの1人が1射したのち、相手チームと交代する。	訂正: 団体戦 交互行射時のシュートオフ
72	210条	19項(2)	a 得点による3射(各競技者1射)のシュートオフを最大3回まで行う。 b 3回目のシュートオフが同点の場合	a 得点による3射(各競技者1射)のシュートオフを1回行う。 b シュートオフが同点の場合	訂正 2011年4月以降追加変更分 シュートオフは1回
72	210条	19項(2)	コンバンドマッチラウンドの同点(タイブレーク) a ヒット/ミスによる3射(各競技者1射)のシュートオフを最大3回まで行う。 b 3回目のシュートオフが同点の場合、中心に近い矢により決定する。 c なお同点の場合、順位が決定するまでこれを続ける。		団体戦 削除 2011年4月以降追加変更分
72	210条	19項(4)	敗退した競技者は、勝ったセット数で、セット数が同数の場合は、最後のマッチでの合計得点で最終順位を決定することができ、同点の場合、本条第19項1号a・bの規定を適用する。	敗退した競技者の順位は、その対戦で獲得したポイント数で、ポイント数が同数の場合は、その対戦合計点で最終順位を決定する。合計得点と同数の場合、本条第19項1号a・bの規定を適用する。	訂正 1/8、1/16及び1/4も同様
第211条:行射の管理と安全					
74	211条	10項		ただし、審判長またはその指名代理者が不可抗力であると認められた場合はその限りではない。	追記
74	211条	12項		競技者が、この引き方、戻し方を続ける場合には	追記
第212条:疑義・抗議・異議の申立					
74	212条	5項		イエローカードに従わずに、チームが行射したとき、そのエンドの最高得点を削除する。	追記
75	212条	7項(2)(3)		(2)採点について、正式の承認なしの書き換え、虚偽行為、又は意図的な書き換えを行った者。 (3)スコアラーによってその得点が確認される前にターゲットから抜かれた矢は、0点(M)とされ、その後もこの違反行為を繰り返す競技者。	追記 旧(2)は(4)へ変更
75	212条	7項(5)		(5)スポーツマンにふさわしくない行動は、許されない。そのように行動した競技者、および競技者のそのような行動を促進させたときみなされる者は、失格となり、さらにそれ以降の競技会への出場は停止となる。	追記 ～、「さらに」それ以降～:「」内追記
第3部 インドアラウンド					
第301条:競技場のレイアウト					
79	301条	4項	決勝1回・2回戦および決勝ラウンドでは、各バットに1組の標的面を設置する。 ～ 各標的面は、バットを4分割した位置に設置される。	決勝1回・2回戦および決勝ラウンドでは、各バットレスに1組の標的面を設置する。 ～ 各標的面は、バットレスを4分割した位置に設置される。	表記変更

頁	条	項	旧規則	新規則	備考、解説
			4枚使用の場合、2列目と3列目の得点圏間の距離は最低10cmとし1列目と2列目、3列目と4列目の間隔は5cm以内とする。 3枚使用の場合は、各列の得点圏間の距離は最低10cmとする。	4枚使用の場合、2列目と3列目の得点圏間の距離は最低10cmとし1列目と2列目、3列目と4列目の間隔は2cm以内とする。 3枚使用の場合は、各列の得点圏間の距離は最低2cmとする。	変更 的の間隔の変更
83	301条	6項	～1枚の畳に横に3個の標的面を貼るときには、～	～1枚のバットレスに横に3個の標的面を貼るときには、～	表記変更
85	301条			「インドアターゲット」バットセットアップ例	追記
第302条:競技場の設備					
85	302条	1項	公認競技会に使用されるインドアーチェリーの標的面は、FITAが公認した標的面でなければならない。	インドアーチェリーの標的面は、次の10種類とする。～ ・40cm縦三つ目標的面(複合型) ・40cm-R三角三つ目標的面 ・40cm-C三角三つ目標的面 ・40cm-R縦三つ目標的面 ・40cm-C縦三つ目標的面 R:リカーブ用、C:コンパウンド用 公認競技会に使用されるインドアーチェリーの標的面は、WAが公認した標的面でなければならない。	標的面の追加 名称変更
86	302条	1項(1)		通常の三つ目標的面のほかに、R(リカーブ)用およびC(コンパウンド)用を区別する。40cm三つ目標的面(三角、縦型とも)の10点は、40cm-Rが4cm、40cm-Cが2cmである。複合型の三つ目標的面は、2つの10点帯を有する。	標的面の追加
87	302条	2項(2)	各バットレスには標的番号を付ける。番号は30cmの高さで、	各バットレスには標的番号を付ける。番号は15cmの高さで、	サイズの変更
88	302条	3項(2)	表示板の片面は、20～25cm幅の黒色と黄色の縞模様とし、縞模様は地表に対して約45度傾斜したものとする。裏面は全面を黄色とする。	表示板の片面を緑色、片面を黄色とする。黄色面は残り30秒を表示し、緑色面はその他の時間帯を表示する。	表示板の変更
第304条:リカーブ部門の用具の通則					
91	304条	10項	地上から1cm以下の高さのフットマーカー。	床面から1cm以下の高さのフットマーカー。	訂正
92			足や地面に固定されていたり、地面から2cm以上突出してはならない。	足や地面に固定されていたり、靴の側面から2cm以上はみ出ではならない。	表記変更
第305条:コンパウンド部門の用具の通則					
93	305条	10項	地上から1cm以下の高さのフットマーカー。	床面から1cm以下の高さのフットマーカー。	訂正
94			足や地面に固定されていたり、地面から2cm以上突出してはならない。	足や地面に固定されていたり、靴の側面から2cm以上はみ出ではならない。	表記変更
第308条:立順および行射時間の管理					
95	308条	6項	本連盟主催の競技会では、	本連盟主催の競技会では、以下の通り行う。	追記
95				(1)、(2)、(3)、(4)の冒頭に「個人戦の、」	追記
96	308条	7項	インドアマッチラウンドの団体戦では、	インドアマッチラウンドの団体戦では、以下の通り行う。	追記
97	308条	10項	行射を表示板で管理する場合には、2個の表示板は、基本的には中央のレーンに設置し、男女両方の競技者に対して同時に同じ面(全面黄色または黒色と黄色の縞模様)を表示する。黒色と黄色の縞模様の面は、制限時間の残りが30秒になったことの警告として競技者に向ける。表示板の黄色の面は、その他のすべての時間に競技者に向ける。	行射を表示板で管理する場合には、2個の表示板は、基本的には中央のレーンに設置し、男女両方の競技者に対して同時に同じ面(表示板の片面を緑色、片面を黄色とする。黄色面は残り30秒を表示し、緑色面はその他の時間帯を表示する)を表示する。	表示板の変更
第309条:得点記録					
100	309条	16項	主催者は、サイン(競技者、採点者)、合計点、10点数、X点数の記入のないスコアカード、または計算間違いの有るスコアカードを受領する必要が無い。～ 合計得点に相違が発見された場合、低い得点を最終的とする。(ダブルスコア方式の事)	競技者は、サイン(競技者、採点者)、合計点、10点数、9点数を全て記入したスコアカードを提出しなければならない。	表記変更 ダブルスコアは削除

頁	条	項	旧規則	新規則	備考、解説
101	309条	17項(2)	行射の順番:交互射ちでは、そのマッチを先に行射した競技者が、先に行射する。チーム間の交代は、チームが3射したのち、相手チームと交代する。	行射の順番:交互射ちでは、そのマッチを先に行射したチームが、先に行射する。先のチームが1人1射したのち、相手チームと交代する。	訂正: 団体戦 交互行射時の シュートオフ
102	309条	17項(4)	敗退した競技者は、勝ったセット数で、セット数が同数の場合は、最後のマッチでの合計得点で最終順位を決定することができ、同点の場合、本条第19項1号a・bの規定を適用する。	敗退した競技者は、その対戦で獲得したポイント数で、ポイント数が同数の場合は、その対戦の合計得点で最終順位を決定する。合計得点と同点の場合、本条第17項1号a・bの規定を適用する。	訂正 1/8、1/16及び 1/4も同様
102			1/8イリミネーションで敗退したチームは9位。なお、敗退したチームは、その対戦の合計得点(24本)で最終順位を決定することができ、同点の場合、本条第19項1号a・bの規定を適用する。 また、1/4ファイナル(準々決勝)で敗退したチームは、その対戦の合計得点(24本)で最終順位を決定する。同点の場合、同順位とする。なお、敗退したチームの順位を本条第19項1号a・bの規定により、決定することができる。	1/8イリミネーションで敗退したチームは9位。なお、敗退したチームは、その対戦の合計得点(24本)で最終順位を決定することができ、同点の場合、本条第17項1号a・bの規定を適用する。 また、1/4ファイナル(準々決勝)で敗退したチームは、その対戦の合計得点(24本)で最終順位を決定する。同点の場合、同順位とする。なお、敗退したチームの順位を本条第17項1号a・bの規定により、決定することができる。	訂正
第310条:行射の管理と安全					
103	310条	10項		ただし、審判長またはその指名代理者が不可抗力であると認められた場合はその限りではない	追記
第311条:疑義・抗議・異議の申立					
104	311条	5項		イエローカードに従わずに、チームが行射したとき、そのエンドの最高得点を失う。	追記
104	311条	7項 (2)(3)		(2)採点について、正式の承認なしの書き換え、虚偽行為、又は意図的な書き換えを行った者。 (3)スコアラーによってその得点を確認される前にターゲットから抜かれた矢は、0点(M)とされ、その後もこの違反行為を繰り返す競技者。	追記 旧(2)は(4)へ変更
104	311条	7項 (5)		(5)スポーツマンにふさわしくない行動は、許されない。そのように行動した競技者、および競技者のそのような行動を促進させたとみなされる者は、失格となり、さらにそれ以降の競技会への出場は停止となる。	追記

第4部 フィールド アーチェリー ラウンド					
第401条:競技場のレイアウト					
111	401条	5項	マークコースでは、60cm標的面はバットレスに2枚貼る事が出来る。	マークコースでは、60cm標的面はバットレスに1枚とする事が出来る。	60cm標的面の貼り方の表現変更
第403条:競技場の設備					
112	403条	1項	FITAが公認した標的面～	WAが公認した標的面～	名称変更
第411条:得点記録					
125	411条	13項	決勝戦及び2位決定戦で同点の場合には、	決勝ラウンドへの進出、決勝戦及び3位決定戦で同点の場合には、	追記
125	411条	14項	ダブルスコア方式で、合計得点に食い違いがあった場合、低得点を最終記録とする。		削除 ダブルスコア:削除
第413条:疑義・抗議・異議の申立					
126	413条	7項 (2)(3)		(2)採点について、正式の承認なしの書き換え、虚偽行為、又は意図的な書き換えを行った者。 (3)スコアラーによってその得点を確認される前にターゲットから抜かれた矢は、0点(M)とされ、その後もこの違反行為を繰り返す競技者。	追記 旧(2)は(4)へ変更
127	413条	7項 (5)		(5)スポーツマンにふさわしくない行動は、許されない。そのように行動した競技者、および競技者のそのような行動を促進させたとみなされる者は、失格となり、それ以降の競技会への出場は停止となる。	追記

頁	条	項	旧規則	新規則	備考、解説
129	第5部	その他のアーチェリーラウンド	FITA憲章および～	WA憲章および～	名称変更
133	第6部	付則 603条 施行		・本競技規則は、平成24年10月1日から施行する。 ・平成24年10月1日 改訂施行	日付変更
135		ユニホーム等掲載商業広告規程		新規規程	追加
139		一般会員規程			
141		競技者規程	一般会員規程	名称変更	
	第1条	社団法人全日本アーチェリー連盟	公益社団法人全日本アーチェリー連盟	公益法人に移行	
	第4条	本競技者規程は～	本規程は～	変更	
142	第7条(2)	国際アーチェリー連盟(FITA)	世界アーチェリー連盟(WA)	名称変更	
143	付則	平成10年6月14日 より施行する。 平成20年4月1日 改訂増補	平成24年10月1日 より施行する。 平成24年10月1日 改訂増補	変更 変更	
145		ドーピング防止規則			
		”随所に有る”	FITA(国際アーチェリー連盟)	WA(世界アーチェリー連盟)	名称変更
147			www.anti-doping.or.jp	playtruejapan.org	変更
148	第1条	(社)全日本アーチェリー連盟	(公社)全日本アーチェリー連盟	公益法人に移行	
174	第16条	本規則は、平成22年10月1日より施行する。	本規則は、平成24年10月1日より施行する。	変更	
177		JADA 財団法人日本アンチ・ドーピング機構	公益財団法人日本アンチ・ドーピング機構	公益法人に移行	
181	附則2	ドーピング検査手順			
	L8	通告時刻、出頭要請時刻(通告時刻の1時間後)、シャペロン～	通告時刻、シャペロン～	一部削除	
	L9		競技者が20歳未満の場合、20歳以上の同伴者も署名を行う。	追記	
	L12		競技会においてアルコール(エタノール)検査の実施、通告を受けた者は、通告から1時間以内に検査室に入室し、検査を受けなければならない。	追記	
	L14	競技者に対し、義務の説明～	競技者に対し、権利と責務の説明～	一部変更	
	L16		検査室到着時刻を記録する。	追記	
	L18	競技者の確認、出頭時刻	競技者の確認、検査室到着時刻	訂正、「時刻」追	
	L20	飲み物を飲むことは～	飲み物および選手の自己責任によりその他の飲み物、食べ物を口にすることは～	変更	
	L28	～中から1個を～	～中から採尿カップ1個を～	追記	
182	L5	～DCOがサインする	～DCOが署名する	変更	
	L7	～中から、1個を選ぶ～	～中からサンプルキット1個を選ぶ～	追記	
	L10	～サンプルキットの青いテープ～	～サンプルキットの藤色のテープ～	変更	
	L10	～白いテープを持ち上げる～	～白いテープを持ち上げフタを開ける～	変更	
	L15	～シールが全て同じ番号であるかを	～シールの番号が全て同じであることを	変更	
	L17	(30ml、青いラベルの下までが目安)	(30ml) 「青いラベルの下までが目安」は削除	変更 訂正して下さい	
	L19	～全部入れる。60ml以上、赤いラベルの下を超えることを目安とする)	～全部を入れる。60ml以上)	一部削除	
	L20	～両瓶のキャップを閉める。	～両瓶にキャップをかぶせ、～	変更	
	L32	公式記録書へのサイン	公式記録書への署名	変更	
	L35	～同伴者が記載内容を確認の後、サインをする	同伴者がいる場合、記載内容を確認の後、署名をする	変更	
	L37	～姓名(英語)とサインをする	～姓名(英語)の記入と署名をする	変更	
	L38	連盟ドーピング検査担当者が同席していればサインする。	全ア連もしくはWAの競技会関係者が同席して検査の全てを確認していれば署名する。	変更	
	L38	～確認の後、サインをする。	確認の後、公式記録書の情報がJADA、全ア連/WA、競技者本人、検査機関によって保管、管理、共有されること了承した上で署名をする。	変更	
183	L10	～立会いDCOがサインする。	～立会いDCOが署名をする。	変更	

頁	条	項	旧規則	新規則	備考、解説	
184		L12	～内から1個を選ぶ。	～内からパーシャルサンプルキット1個を選ぶ	変更	
		L16	内から1個を選ぶ	～内からサンプルキット1個を選ぶ。 (下線部を追記して下さい)	訂正 一部追記	
		L19	～封印を開封する。	～封印用の藤色のテープを外し開封する。	変更	
		L32	～公式記録書にイニシャル・サインをする。	～公式記録書に署名をする。	変更	
		L35	DCOに伝え、自ら複数有る内から採尿カップを1個選ぶ	DCOに伝え、手を洗った後、複数ある採尿カップから1個を選ぶ	変更	
		L1	競技者が手を洗った後、同性の立会い～	同性の立会い～	一部削除	
		L2	立ち会いDCOは～	立会いDCOは～	訂正	
		L18		アルコール(エタノール)検査の実施 (1)競技者はDCOから示された呼気アルコール検知器により検査を受ける。 (2)検知器を始動させたあと、呼気通気口に向けて息を吹きかけ、検知器に計測させる。 (3)検知器に表示された呼気中アルコール量の数値を、競技者、同伴者、DCOが確認し、記録書に記入する。 注: アルコールは競技会に限って禁止されるため、検査は競技会においてのみ実施される。		追記
185		L3	2010年禁止表	2012年禁止表	変更	
		L4	2010年1月1日発効	2012年1月1日発効	変更	
		L5	いかなる薬物も、医学的に正当な適応に限って使用されなければならない。	世界ドーピング規程の4.2.2条に従い、すべての禁止物質は「特定物質」として扱われるものとする。但し、禁止物質S1、S2、S4.4、S4.5、S6.a、および禁止方法M1、M2、およびM3は除く。	変更	
		L6	(競技会検査及び競技会外検査)	(競技会(時)および競技会外)	変更	
		L8		S0. 無承認物質 禁止表の以下のどのセクションにも対応せず、人体への治療目的使用が現在どの政府保健医療当局でも承認されていない薬物(例えば、前臨床段階、臨床開発中、あるいは臨床開発が中止になった薬物、デザインードラッグ、動物用薬)は常に禁止される。		追記
		S1	L7	ボランジオール(19 - ノルアンドロステンジオール)	ボランジオール(エストル - 4 - エン - 3)	変更
186	S1	L14	フラザボール(17 - ヒドロキシ - 17 - 5 - アンドロスタノ[2、3 - c]フラザン)	フラザボール(17 - ヒドロキシ - 17 - メチル - 5 - アンドロスタノ[2、3 - c]フラザン)	変更	
		L9	メチルテストステロン、ミボレロン、	メチルテストステロン、メトリポロン(メチルトリエノロン、17 - ヒドロキシ - 17 - メチルエストラ - 4、9、11 - トリエン - 3 - オン)、ミボレロン、	追加	
		L13	プロスタノゾール([3、2 - c]ピラゾール - 5 - エチオアロラン - 17 - テトラヒドロピラノール)	プロスタノゾール(17 - ヒドロキシ - 5 - アンドロスタノ[3、2 - c]ピラゾール)	変更	
		L19	b. 内因性 ** AAS:	b. 外因的に投与した場合の内因性 ** AAS:	変更	
		L23		テストステロン	追加	
		L24	テストステロン及び下記の代謝物と異性体、	および下記の代謝物と異性体が含まれるが、これらに限定するものではない:		
		L24 ~ L34 全て	a			訂正
188		L32	エビ - ジヒドロテストステロン、3 - ヒドロキシ - 5 -	エビ - ジヒドロテストステロン、エピテストステロン、3 - ヒドロキシ - 5 -	追加	
		L33	3 - ヒドロキシ - 5 - アンドロスタン - 17 - オン、19 - ノルアンドロステロン	3 - ヒドロキシ - 5 - アンドロスタン - 17 - オン、7 - ヒドロキシ - DHEA、7 - ヒドロキシ - DHEA、7 - ケト - DHEA、19 - ノルアンドロステロン	追加	
		L36	上記のような体内で～いるとはみなされない。		削除(7行全て)	
		L3	物質をいう。	物質に対して用いる。	変更	
		L4	物質をいう。	物質に対して用いる。	変更	

頁	条	項	旧規則	新規則	備考、解説
189		L7	ダルベポエチン(dEPO)、目時司ポリエチレングリコール-エポチンベータ(CERA)、	低酸素誘導因子(HIF)安定薬、トキシポリエチレングリコール-エポチンベータ(CERA)、	変更
		L8	(CERA)、ヘマトイド等)	(CERA)、ベジネサタイト(ヘマトイド)等]	追加
	S2	5項	白合成分解	白合成/分解	訂正
		6項	6.血小板由来製剤~申告が必要となる。		削除(3行全て)
			検体中の禁止物質又は~として報告される。		削除(7行全て)
	S3	L2	両光学異性体も含めて	両光学異性体を含めて	訂正
		L3	モール(最大1日量1,600µg)および	モール(24時間で最大1,600µg)、ホルモテロール(24時間で最大36µg)および	追加
		L4	サルメテロールが吸入使用	サルメテロールが、製造販売会社によって推奨される治療法に従って吸入使用	追加
			両吸入薬剤を使用する~申告が必要とな		削除(2行全て)
		L6	1000ng/mlを超える場合は、	1000ng/ml、あるいは尿中ホルモテロールが30ng/mlを超える場合は、	追加
		L8	通してその異常値が治療量のサルブタモール(最大1日量1,600µg)の吸入使用	通してその異常値が上記の最大治療量以下の吸入使用	訂正
			* JADA訳注: TUEの申請と~による申告のこ		削除(2行全て)
	S4	L1	S4.ホルモン拮抗薬と調節薬	S4.ホルモンおよび代謝の調節薬	訂正
			フォルメスタン	ホルメスタン	訂正
		5項		5.代謝の調節薬:ペルオキシソーム増殖因子活性化受容体デルタ(PPAR δ)作働薬(GW1516等)、PPAR γ -AMP活性化プロテインキナーゼ(AMPK)系作働薬(AICAR等)	追加
	S5	L1	利尿薬*	利尿薬、	一部削除
		エビテテストステロン、		削除	
	L4	a-還元酵素阻害薬(フィナステリド、デュスタテリド等)、		削除	
	L5	血漿増量物質(グリセロール;アルブミン、	血漿増量物質[グリセロール、および以下の物質(アルブミン、	追加	
	L6	ブソおよびマンニトールの静脈内投与等)	ブソ、マンニトールの]静脈内投与等]	訂正	
	L7	有するもの。	有するもの。但し、歯科麻酔におけるフェリプレシンの局所投与は含まれない。	追加	
	L13	ドロスペリロンは禁止物質には含まれない	ドロスピロン、パマプロムおよび局所使用のドルゾラミドおよびプリンゾラミドは禁止物質には含まれない。	追加	
		* 競技者の尿中にある...除外措置は無効となる。		削除	
	L16の後		利尿薬もしくは隠蔽薬と併用して、閾値水準が設定されている物質(ホルモテロール、サルブタモール、モルヒネ、カチン、エフェドリン、メチルエフェドリン、プソイドエフェドリン)をいかなる用量でも使用する場合は、利尿薬もしくは隠蔽薬に加え、閾値水準が設定されている物質についても治療目的使用に係る除外措置が競技会(時)および競技会外の状況に応じて必要である。	追加 左記部分を本文に加えて下さい	
190	M1	1項	血液ドーピング。血液ドーピングとは、自己血、	血液ドーピング]自己血、	訂正
			投与すること。	投与することを含む。	訂正
		2項	限定するものではない)。	限定するものではない]。但し、酸素自体の補給は除く。	追加
	M2			下記の事項が禁止される。	追加
		1項	これらにはカテーテルの使用、尿のすり替え、尿の改変などが含まれるが、	これらには尿のすり替え、尿の改質(蛋白分解酵素等)などが含まれるが、	追加
		2項	静脈内注入は禁止される。	静脈内注入および/または6時間あたりで50mlを超える静脈注射は禁止される。	追加
		緊急の医療状況において~必要となる。	但し、医療機関の受診過程*、また臨床的検査において正当に受ける静脈内注入は除く。	変更	
			* JADA訳注: 救急搬送中の処置、外来および入院中の処置を全て含む。	追加	

頁	条	項	旧規則	新規則	備考、解説
190	M3	3項		3. いかなる量でも血液を採取し、操作を加え、循環系へ再び戻す一連の処置は禁止される。	追加
			治療以外の目的で、～修飾は禁止される。	下記の競技能力を高める可能性のある事項は禁止される。	変更
		1項 2項		1. 核酸または核酸配列の移入; 2. 正常なあるいは遺伝子を修飾した細胞の使用	追加
			競技会検査で禁止対象となる物質・方法	競技会(時)に禁止される物質と方法	変更
			前文S1～S5	前文S0～S5	訂正
			カテゴリーは競技会において	カテゴリーは競技会(時)において	変更
	S6		関連したその光学異性体(D体及びL体)も含めては、局所使用される	関連した両光学異性体を含む)は禁止される。但し、局所使用される	変更
			2010年監視	2012年監視	変更
			薬物を除いて禁止される。	薬物は除く。	変更
	191				a:非特定物質の興奮薬;
			アドラフィニル; アドレナリン** ; ~生物学的効果を有するもの。	アドラフィニル; アンフェプラモン; ~生物学的効果を有するもの。	入れ替え
			* 2010年監視	* 2012年監視	変更
			* カフェイン、フェニレフリン	カフェイン、ニコチン、フェニレフリン、	追加
			** アドレナリンは、局所麻酔薬との併用あるいは局所使用(鼻、眼等)の場合、禁止されない。	アドレナリン(単独および局所麻酔薬との併用)の局所使用(鼻、眼等)は禁止されない。	変更
			*** 5 µg/ml以上が禁止。	5 µg/mlを超える場合は禁止。	変更
			**** 10 µg/ml以上が禁止	10 µg/ml以上は禁止	変更
			***** 150 µg/mlを超える場合が禁止	150 µg/mlを超える場合は禁止	変更
			このセクションで例として～されるべきである。		削除(全4行)
S7			下記の麻薬は禁止される。	下記の物質は禁止される。 JADA訳注:このセクションには国内法の麻薬以外の物質が含まれる。	変更 追加
S8		S8天然および合成のカンナビノイド	S8. カンナビノイド	一部削除	
		カンナビノイド(ハシシュ、マリファナ、HU-210等)は禁止される。	天然(大麻、ハシシュ、マリファナ等)あるいは合成デルタ9-テトラヒドロカンナビノール(THC)およびカンナビノイド様物質["スパイス"(JWHO18、JWHO73を含む)、HU-210等]は禁止される。	入れ替え	
192	S9		結直腸使用、静脈内使用、筋肉内使用はすべて	静脈内使用、筋肉内使用または結直腸使用はすべて	変更
			これらの使用にあたっては、～必要としない。		削除(全7行)
P1		競技会検査に限って	競技会(時)に限って	変更	
		国際アーチェリー連盟:FITA	世界アーチェリー連盟:WA	名称変更	
		閾値 0.10g/L		削除	
193	P2		ベータ遮断薬は、競技会および競技外において	特定の定めがある場合を除き、ベータ遮断薬は、競技会(時)および競技外において	変更
			国際アーチェリー連盟:FITA	世界アーチェリー連盟:WA	名称変更
			「特定物質*」は～されることがある。		削除(全19行)
		2010年監視プログラム	2012年監視プログラム	変更	
		カフェイン、フェニレフリン	カフェイン、ニコチン、フェニレフリン、	追加	
		モルヒネ/コデイン比	ヒドロコドン、モルヒネ/コデイン比、トラマドール	追加	
			糖質コルチコイド:競技会のみ	追加	
	全ページ	FITA	WA	名称変更	

197	公認審判員規程			
	第1条	(社)全日本アーチェリー連盟	(公社)全日本アーチェリー連盟	公益法人へ移行
	全ページ	FITA	WA	名称変更
200	第15条	平成22年4月1日 より施行する。	平成24年10月1日 より施行する。	変更
		平成22年4月1日 改訂増補	平成24年10月1日 改訂増補	変更

頁	条	項	旧規則	新規則	備考、解説
	審判員服装規程				
203	第2条		(社)全日本アーチェリー連盟	(公社)全日本アーチェリー連盟	公益法人へ移行
204			平成12年4月1日 より施行する。	平成24年10月1日 より施行する。	変更
			平成12年4月1日 改訂増補	平成24年10月1日 改訂増補	変更